

沖縄県食品ロス削減推進県民会議設置要綱

(設置)

第1条 国、県、市町村、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者の多様な主体が連携・協働し、県民一人ひとりが主体的に参加する県民運動として食品ロスの削減（まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組）に取り組むとともに、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を子どもの貧困対策等に活用するための施策について総合的かつ計画的に推進することを目的に、沖縄県食品ロス削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (4) 生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を活用するための連携体制の構築に関すること。
- (5) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条の規定に定める沖縄県における食品ロスの削減の推進に関する計画に関すること。
- (6) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 県民会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は沖縄県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、子ども生活福祉部長、沖縄県食品産業協議会会長、沖縄県飲食業生活衛生同業組合理事長、沖縄県生活協同組合連合会代表理事会長理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職及び学識の経験がある者をもって充てる。
- 5 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第4条 県民会議は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者が議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(実務者会議)

第5条 県民会議の円滑な運営を図るため、県民会議に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、第2条に掲げる事項の取組について協議調整する。
- 3 実務者会議は、座長、別表第2に掲げる団体の長が推薦する者及び学識の経験がある者で組織する。
- 4 座長は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長をもって充てる。
- 5 実務者会議は、必要に応じ、座長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会長及び座長は、必要があると認めるときは、県民会議又は実務者会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 県民会議の事務を処理するため、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課に事務局を置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行し、改正後の沖縄県食品ロス削減推進県民会議設置要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（順不同）

区分	団体名	役職
学識経験者	琉球大学	琉球大学農学部 教授
生産者関係団体	沖縄県農業協同組合	代表理事理事長
	沖縄県漁業協同組合連合会	代表理事会長
食品製造業関係団体	沖縄県食品産業協議会【副会長】	会長
小売業関係団体	イオン琉球株式会社	代表取締役社長
	金秀商事株式会社	代表取締役社長
	株式会社サンエー	代表取締役社長
	株式会社リウボウストア	代表取締役社長
	生活協同組合コープおきなわ	代表理事理事長
	株式会社ローソン沖縄	代表取締役社長
	株式会社沖縄ファミリーマート	商品本部部長
	株式会社セブン・イレブン・沖縄	代表取締役社長
飲食業関係団体	沖縄県飲食業生活衛生同業組合【副会長】	理事長
ホテル業関係団体	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
食品衛生関係団体	一般社団法人沖縄県食品衛生協会	会長
観光関係団体	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	会長
消費者関係団体	一般社団法人沖縄県女性連合会	副会長
	沖縄県生活協同組合連合会【副会長】	代表理事会長理事
	公益社団法人沖縄県栄養士会	会長
	沖縄県食生活改善推進員連絡協議会	会長
福祉関係団体	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	会長
教育関係団体	一般社団法人沖縄県PTA連合会	副会長
	公益財団法人沖縄県学校給食会	理事長
フードバンク事業者	特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄	代表理事
報道関係団体	株式会社沖縄タイムス社	代表取締役社長
	株式会社琉球新報社	代表取締役社長
	琉球放送株式会社	代表取締役社長
	沖縄テレビ放送株式会社	代表取締役社長
	日本放送協会沖縄放送局	局長

	琉球朝日放送株式会社	代表取締役社長
	株式会社ラジオ沖縄	代表取締役社長
	株式会社エフエム沖縄	代表取締役社長
労働関係団体	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	理事長
市町村関係団体	沖縄県市長会	会長
	沖縄県町村会	会長
県	沖縄県【会長】	知事
	子ども生活福祉部【副会長】	部長
	教育庁	教育長

別表第2（第5条関係）

※構成員は実務者とし、各団体に任せる。

(順不同)

区分	団体名
学識経験者	食品ロスに関する学識を有する者
生産者関係団体	沖縄県農業協同組合
食品製造業関係団体	沖縄県食品産業協議会
小売業関係団体	イオン琉球株式会社
	金秀商事株式会社
	株式会社サンエー
	株式会社リウボウストア
	生活協同組合コープおきなわ
飲食業関係団体	沖縄県飲食業生活衛生同業組合
ホテル業関係団体	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
食品衛生関係団体	一般社団法人沖縄県食品衛生協会
観光関係団体	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
消費者関係団体	沖縄県生活協同組合連合会
福祉関係団体	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
教育関係団体	公益財団法人沖縄県学校給食会
フードバンク事業者	特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄
労働関係団体	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会
市町村関係団体	沖縄県市長会
	沖縄県町村会
県	環境部環境整備課
	子ども生活福祉部子ども未来政策課
	子ども生活福祉部消費・暮らし安全課
	保健医療部健康長寿課
	保健医療部衛生業務課
	農林水産部流通・加工推進課
	商工労働部ものづくり振興課
	文化観光スポーツ部観光政策課
教育庁保健体育課	

沖縄県食品ロス削減推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本県における食品ロス削減の推進に関する施策及び生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、沖縄県食品ロス削減推進県民会議と連携を図るため沖縄県食品ロス削減推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (4) 生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を活用するための連携体制の構築に関すること。
- (5) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条の規定に定める沖縄県における食品ロスの削減の推進に関する計画に関すること。
- (6) その他食品ロス削減等に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員で組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、子ども生活福祉部を担当する副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、会議を総理する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議を補佐し、推進会議に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、子ども生活福祉部生活企画統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、子ども生活福祉部消費・くらし安全課長をもって充てる。

- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 8 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 9 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

(作業部会)

第6条 幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事会に提示する事項又は食品ロス削減に関する必要な事項について協議調整する。
- 3 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は、消費・暮らし安全課長をもって充てる。
- 5 部会員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第7条 議長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進会議及び幹事会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の議長が、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副知事

知事公室長

総務部長

企画部長

環境部長

子ども生活福祉部長

保健医療部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長
土木建築部長
教育長

別表第2（第5条関係）※幹事会

知事公室広報課長
総務部総務私学課長
企画部企画調整課長
環境部環境整備課長
子ども生活福祉部子ども未来政策課長
保健医療部健康長寿課長
保健医療部衛生薬務課長
農林水産部流通・加工推進課長
商工労働部ものづくり振興課長
文化観光スポーツ部観光政策課長
土木建築部土木総務課長
教育庁保健体育課長

別表第3（第6条関係）※作業部会

知事公室広報課広報広聴班長
総務部総務私学課私学・法人班長
企画部企画調整課SDG s推進室主幹
環境部環境整備課一般廃棄物班長
子ども生活福祉部子ども未来政策課企画班長
子ども生活福祉部消費・くらし安全課消費生活班長
保健医療部健康長寿課健康推進班長
保健医療部衛生薬務課食品乳肉班長
農林水産部流通・加工推進課流通政策班長
商工労働部ものづくり振興課製造産業班長
文化観光スポーツ部観光政策課観光文化企画班長
土木建築部土木総務課総務班長
教育庁保健体育課学校安全・給食班長